

関係所属長 殿

交企発第215号
(免許)

平成29年7月31日

5年保存(口訓)

本 部 長

運転免許証の自主返納等に係る不安を払拭する環境構築に向けた
取組について(通達乙)

高齢化の一層の進展に伴い、運転免許証を自主返納する高齢者や、行政処分によって運転免許が取り消される高齢者が、今後とも増加することが予想される。

県警察においては、これまでも、地方自治体等の関係機関との連携により、これら高齢者の移動手段の確保に向けた取組を行ってきたところであるが、各所属にあっては、下記に留意して、地域の実情に応じ、高齢者の移動手段の確保のための取組を更に推進されたい。

記

1 運転免許がなくても高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 管内の各市町村に対して、高齢者に係る移動手段の確保の重要性、運転免許証を自主返納した者に対する支援の必要性等について、意見具申等の働き掛けを行うとともに、公共交通の確保・充実のための市町村による各種取組に対して必要な協力を行い、高齢者の移動手段の確保に向けた取組を推進すること。
- (2) 運転免許証の自主返納の各種支援を行っている事業者等への働き掛けを行い、支援内容の更なる充実を図るとともに、新たな事業者等の支援の確保によりその内容の拡大に努めること。

2 運転免許業務窓口における情報提供

運転免許がなくなる高齢者は、その後の生活に不安を少なからず感じていると考えられる。このため、その心情に配慮しつつ、当該高齢者が各地域で行われる移動支援を含めた必要な支援を適切に受けられるよう、必要な情報提供及び教示を行うなど、相談に丁寧かつ適切に対応をすること。

また、当該高齢者(場合によってはその家族)に対して、介護・保険・福祉などの暮らしに関する相談窓口として設置されている地域包括支援センターに係る情報提供を行うこと。

3 広報啓発活動の強化

平成27年度の警察庁調査研究では、自主返納者に対する各種支援施策を知らない者が約6割に上るなど、自主返納制度等に関する更なる広報啓発の必要性が認められることから、これらについて、高齢者に対する交通安全教育の実施時や各種広報媒体を活用するなど、一層の周知を図ること。

また、支援施策の実施状況について、市町村を始めとする実施主体等に確認

して、随時把握するとともに、集約した情報について、地域住民等へのきめ細かな提供を図ること。

担当：交通企画課企画係